

介護サービス事業所運営指導結果について

訪問系サービス

# 訪問系サービス

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護

昨年度指導実績なし

## 【看護師等の員数】 訪問看護

訪問看護ステーションにおいて、看護師等の員数が、常勤換算方法で2.5未満であった。

看護師等の員数は、常勤換算方法で2.5以上必要であり、満たせない場合は、人員基準違反に当たります。明白な基準違反で、改善勧告・命令の対象であり、勧告等に従わない場合は指定取消等の行政処分の対象となります。人員基準違反に該当しないよう配慮する必要があります。

指摘頻度：高

【サービス提供の記録】 訪問介護

計画上の提供時間が記載されている。

サービス提供記録における提供時間の記載は、居宅サービス計画又は訪問介護計画上の提供時間ではなく、実際にサービスを提供した時間を記載してください。

## 【運営規程】 訪問介護

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」について定めてください。

### 参 考

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

【勤務体制の確保】 訪問介護・訪問看護

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）  
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」  
「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

【業務継続計画の策定等】 訪問介護、訪問看護

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定したのものとなっている。

様々な感染症を想定し、業務継続計画を策定してください。

【業務継続計画の策定等】 訪問看護

非常災害発生時の業務継続計画を作成していない。

非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定してください。

【衛生管理等】 訪問介護、訪問看護

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない。

事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を設置してください。

【衛生管理等】 訪問介護、訪問看護

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。

事業所における平常時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備してください。

## [平常時の対策]

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

## [発生時の対応]

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・ 行政等への報告

【参考】厚生労働省  
「介護現場における感染対策の手引き」

**【秘密保持等】 訪問介護**

家族の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

**【虐待の防止】 訪問介護、訪問看護**

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない。

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を設置してください。

## 【虐待の防止】 訪問介護、訪問看護

事業所における虐待の防止のための指針が整備されていない。

次のような項目を盛り込んだ「虐待の防止のための指針」を整備してください。

### 参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 【所要時間についての考え方】 訪問介護

訪問介護費を現に要した時間で算定している。

訪問介護の報酬については、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものです。

訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間としてください。

## 【2人の訪問介護員等による訪問介護】 訪問介護

2人の訪問介護員等による訪問介護について、利用者又はその家族等の同意を確認できない。

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについては、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときとしています。

- イ\_\_利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ\_\_暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ\_\_その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

2人の訪問介護員等による訪問介護であること及びその理由等を訪問介護計画等で明示したうえで同意を得てください。

【緊急時訪問介護加算】 訪問介護

当該加算は「身体介護が中心であるものに限る」加算であることに留意してください。

# 根拠法令等

## 条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）

## 介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

## 留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>